

各務原市岐阜中流用水使用料徴収実施要綱

(平成20年11月5日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例（平成20年条例第14号。以下「条例」という。）及び各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例施行規則（平成20年規則第16号。以下「規則」という。）の施行に関し、岐阜中流用水使用料（以下「使用料」という。）の徴収事務について必要な事項を定めるものとする。

(端数計算)

第2条 使用料を計算する場合において、農用地の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 使用料を計算する場合において、算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(納付義務者の申告等)

第3条 納付義務者は、規則第2条第1項の岐阜中流用水使用料受益地通知書兼使用料決定通知書（以下「決定通知書」という。）の記載事項に異動（納付義務者の変更を除く。）又は誤りがあったときは、決定通知書を受け取った日から15日以内に納付義務者申告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 納付義務者は、同一の農用地に2人以上の納付義務者があるときは、代表者（以下「共有代表納付義務者」という。）を定め、共有代表納付申請書（様式第2号）を市長に提出することができる。

(口座振替又は自動払込)

第4条 市長は、納付義務者、共有代表納付義務者又は第6条の納付代理人（以下「納付義務者等」という。）が使用料の支払について口座振替又は自動払込納付の手続をした場合においては、各務原市岐阜中流用水使用料納入通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(過誤納金)

第5条 市長は、納付義務者等の過誤納に係る使用料の徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、遅滞なく還付しなければならない。ただし、当該納付義務者等の未納の使用料又は当該使用料に係る督促手数料若しくは延滞金（以下「使用料等」という。）があるときは、過誤納金をその未納に係る使用料等に充当することができる。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付又は充当をするときは、その旨を遅滞なく、当該納付義務者等に過誤納金還付（充当）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（納付代理人の届出）

第6条 納付義務者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、使用料の納付に関する一切の事項を処理させるため、納付代理人を定めることができる。

（1）市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない者

（2）未成年者

（3）前2号に掲げる者のほか、特に納付代理人を定める必要があると認められる者

2 納付義務者が前項の納付代理人を定めたときは、遅滞なく納付代理人届（様式第7号）を市長に提出するものとする。その届出に係る納付代理人を変更し、又は廃止したときも同様とする。

（住所等の変更届出）

第7条 納付義務者等は、住所又は事務所等を変更したときは、直ちに納付義務者（納付代理人）住所等変更届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（不申告等に係る認定）

第8条 市長は、納付義務者等から条例第7条の規定による届出又は第3条第1項の規定による申告（以下「届出等」という。）がないとき、又は届出等の内容が事実と異なると認めたときは、届出等によらないで納付義務者又は使用料の額を認定することができる。

（会計員証の交付）

第9条 市長は、使用料の徴収を行う職員に会計員証（様式第9号）を交付する。

2 会計員証の有効期間は、発行の日から3年とする。

3 職員は、会計員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 職員は、使用料の徴収の職務を行うときは、会計員証を常時携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（督促）

第10条 市長は、使用料を納付期日までに納付しない者があるときは、督促状（様式第10号）を発するものとする。

（催告）

第11条 市長は、前条の規定による督促をしても使用料を納付しない者に対しては、

催告書により催告することができる。

(減免の申請)

第 12 条 条例第 8 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書(様式第 11 号)により市長に申請しなければならない。

(証明書の交付申請)

第 13 条 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和 3 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項の規定による承認申請に当たり、同法の規定により所有権が国庫に帰属している土地に対し使用料を徴収しないことの証明書を必要とする者は、当該証明書の交付を市長に申請することができる。

2 前項の規定により証明書の交付を申請しようとする者は、証明書交付申請書(岐阜中流用水使用料)(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第 14 条 市長は、前条第 2 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、証明書(岐阜中流用水使用料)(様式第 13 号)を当該申請をした者に交付するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 27 日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和 6 年 12 月 16 日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

納付義務者申告書

年 月 日

郵便番号		通知書番号		岐阜中流用水使用料受益地通知書兼使用料決定通知書の記載事項に異動又は誤りがあるため、各務原市岐阜中流用水使用料徴収実施要綱第 3 条第 1 項に基づき、次のとおり納付義務者の申告をします。	
納付義務者 住 所				納付義務者 氏 名	電話番号 () -

事業名	各務原市岐阜中流用水使用料				
所 在 地	地 目	受 益 面 積 (m ²)	農地法による所有権以外の権利者		
			納 付 義 務 者 住 所	納付義務者氏名	権 利 区 分
					①賃貸借②使用貸借 ()
					①賃貸借②使用貸借 ()
					①賃貸借②使用貸借 ()
					①賃貸借②使用貸借 ()
					①賃貸借②使用貸借 ()
					①賃貸借②使用貸借 ()
					①賃貸借②使用貸借 ()

※この申告書は、各務原市岐阜中流用水使用料受益地通知書兼使用料決定通知書を受け取った日から 1 5 日以内に農政課へ提出して下さい。

年 月 日

下記の受益者にかかる使用料を代表して納付するため、各務原市岐阜中流用水使用料徴収実施要綱第3条第2項に基づき以下のとおり申請します。

	住 所	氏 名	備 考
代表者			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

- ・ 上記全納付義務者及び代表者の自署をお願いします。
- ・ 署名は、黒ボールペンをお願いします。（鉛筆はご遠慮下さい）

様式第 3 号 削除

郵便はがき



様

〒504-8555
各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市役所

(直通電話番号)

各務原市岐阜中流用水使用料

各務原市岐阜中流用水使用料納入通知書

(口座振替・自動払込)

あなたの 年度各務原市岐阜中流用水使用料の納入について下記のとおり決定しましたので、各務原市岐阜中流用水使用料
徴収実施要綱第4条に基づき通知します。

年 月 日

各務原市長

様	世帯番号	通知書番号
---	------	-------

区 分	納 付 金 額	備 考
各務原市岐阜中流用水使用料	円	

金融機関名					
預金種別		口座番号		口座名義人	

- ・納付書は、直接依頼(申込)先の金融機関に送付してありますので、あなたの口座から自動的に納付されます。
- ・口座振替又は自動払込の日は、1月末日です。(1月末日が祝祭日の場合はその翌日、土曜日の場合はその翌々日となります。)
- ・お手数ですが、口座振替又は自動払込の前日に残高をご確認ください。
- ・この通知書の使用料は、県営かんがい排水事業(岐阜中流地区)による給水開始に伴い賦課されます。

様式第 5 号 削除

過誤納金還付(充当)通知書

様	
過誤納番号	通知書番号

あなたが納付されました各務原市岐阜中流用水使用料が納めすぎとなり(還付・充当)いたしますので、各務原市岐阜中流用水使用料徴収実施要綱第5条第2項に基づき以下のとおり通知いたします。

年 月 日

各務原市長

事業名	岐阜中流用水使用料							
還付明細						充当明細		
年度	納付額	納付すべき額	納めすぎの額	延滞金	還付加算金	使用料金額	督促	延滞金

過誤納金についてのお問い合わせは、
下記へ連絡下さい。

〒504-8555
岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
各務原市役所

電話直通

振込先金融機関

金融機関			
支店			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義			

過誤納金額 合計

過誤納 金額	円
充当 金額	円
還付 金額	円

納 付 代 理 人 届

年 月 日

各務原市長 宛

納付義務者	住 所	氏名	電話番号 - -
-------	-----	----	-------------

事業名 各務原市岐阜中流用水使用料

下記の受益地について、岐阜中流用水使用料の納付に関する一切の事項を処理するために納付代理人を選定(変更・廃止)しましたので、各務原市岐阜中流用水使用料徴収実施要綱第6条第2項に基づき以下のとおり届け出ます。

所在地	地目	受益面積	(㎡)	備 考

納付義務者 の納付代理人となることを承認(取消)しました。

納付代理人	住 所 〒 -	氏名	電話番号 - -
-------	---------	----	-------------

納付義務者(納付代理人)の住所等変更届

年 月 日

各務原市長 宛

申請者	住 所 〒 -	氏名	電話番号 - -
-----	---------	----	-------------

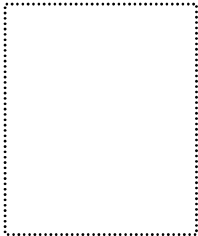
次のとおり納付義務者(納付代理人)の住所等の変更をしましたので、各務原市岐阜中流用水使用料徴収実施要綱第7条に基づき以下のとおり届け出ます。

新住所	上記と同じ場合省略 〒 -	氏名	電話番号 - -
-----	---------------	----	-------------

旧住所	住 所 〒 -	氏名	電話番号 - -
-----	---------	----	-------------

様式第9号(第9条関係)

(表面)

会 計 員 証		第 号
	職	
	氏 名	
	生年月日	
	上記の者は、各務原市会計員であることを証明する。	
	年 月 日発行	
	各務原市長	印

(裏面)

1. 本証は、出張して徴収金の収納に関する事務を行う場合に必ず携帯しなければならない。
2. 本証は、関係人の請求があつたときは、何時でも呈示しなければならない。
3. 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4. 本証の有効期間は発行の日から3年とする。

郵便はがき

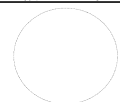
料金後納郵便

各務原市役所
岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
岐阜中流用水使用料
直通電話番号

(表面)

領収済通知書

年度 岐阜中流用水使用料

科目	調定年度	賦課年度	期別	納付指定期日
通知書番号		納付金額		
領収日付印		督促手数料		
		延滞金		
		合計		

金額を訂正したものは、受けません。

電子計算機で処理します。汚れたり折れ曲げたりしないでください。

岐阜県各務原市役所へ送付
上記のとおり領収しましたので通知します。

岐阜中流用水使用料

納付書

年度	期分
通知書番号	
納付金額	
督促手数料	
延滞金	
合計	

領収日付印

収納機関保管

納付場所

●金融機関

金融機関で納める場合、どの金融機関でも納めることはできますが、できるだけ上記の金融機関の本・支店にて納付してください。

郵便振替の場合は、通信欄に科目・年度・通知書番号・期別を記載してください。

●その他

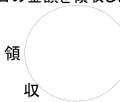
●現金書留で送付される場合及び問い合わせ窓口
各務原市那加桜町1丁目69番地
各務原市役所

ここからゆっくりとはがしてご覧ください。

(裏面)

督促状

年度 領収証書

科目コード	調定年度	賦課年度	期別	納付指定期日
通知書番号		納付金額		
右の金額を領収しました。		督促手数料		
		延滞金		
		合計		
		上記金額を至急納めてください。		

この領収証書は、5年間保存してください。

岐阜県各務原市長

公印

○この通知書は岐阜中流用水使用料です。

○本状と行違いで納付された場合は、あしからずご了承ください

納付義務者等

住 所	〒 - 電話番号
氏 名	

私の所有する下記土地に関する各務原市岐阜中流用水使用料を下記理由により減免申請します。

番号	土地所在地	地 目	受益面積	備 考
1				
2				
3				
4				
5				

減免申請理由 ○を記入

減免事由等					
1. 天災による減免		ア.地震により家屋が(全壊・半壊)したため。 イ.地震等により上記土地を耕作することが出来なくなった。			
2. 火災による減免		火災により家屋が(全焼・半焼)したため。			
3. その他の理由		()			
現地確認状況					
担当者 職氏名					
減免等 可・否		減免割合		期間	
可 ・ 否		% 年度		から まで 延期する。 免除する。	

証明書交付申請書(岐阜中流用水使用料)

(宛先)各務原市長

納付義務者等

住 所	〒 - 電話番号
氏 名	

私の所有する下記の土地について、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)の規定により所有権を国庫に帰属させることについての承認を申請するにあたり、所有権が国庫に帰属した場合に各務原市岐阜中流用水使用料を徴収しないことを証明する書類の交付を申請します。

記

番号	土地所在地	地 目	受益面積(㎡)		備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

年 月 日

証 明 書(岐阜中流用水使用料)

住 所	〒 -
氏 名	様

下記の土地について、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)の規定により所有権が国庫に帰属した場合における各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例(平成20年条例第14号)の規定による岐阜中流用水使用料は、同条例第2条の規定により徴収しないことを証明する。

各務原市長

記

番号	土地所在地	地 目	受益面積(㎡)	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

注意事項

○ 国庫帰属が決定しなかった場合は、岐阜中流用水使用料を引き続き徴収します。